## 第52号議案(議員提出議案)

町長の専決事項の指定について

町長の専決事項の指定についてを次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 6 日提出

提出者 島本町議会議員

川 嶋 玲 子 野 口 日利美 山口 博 好 中 嶋 洵 智 大久保 孝 幸 嶋 保 雄 福 長谷川 子 中 みどり 順 田 東 田 平 井 均 正 樹 春 美 靖 子 伊集院 戸 田 永 山 優 子

## 提案理由

町長において専決処分することができる事項を追加及び整理 するため、新たに指定するもの。

## 町長の専決事項の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

なお、町長の専決事項の指定について(平成24年2月28日 議決)は、廃止する。

- 1 保険等によって補填される額を除いた額が50万円以下の損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関すること。
- 2 会計年度末における法令等の改正に伴う必要な条例の改正を 行うこと。
- 3 次に掲げる歳入歳出予算の補正をすること。
  - (1) 解散、欠員等の事由に基づく選挙費
  - (2) 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事
  - (3) 会計年度末における議決済みの町債の借入額の増減
  - (4) 前号に規定する借入額の増減に伴う基金繰入金及び基金積立金の増減
- 4 法令の改正又は廃止に伴い、条例中に引用する当該法令の題名、条項又は字句を改正する必要が生じ、かつ、町がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。
- 5 目的物の価格が140万円以下の債権に係る訴えの提起、和

解及び調停に関すること。

附 則

この指定は、議決の日から施行する。